

製造業の3Rの推進に係る事業

【平成 29 年度の実施事業】

排出事業者向けセミナーの開催

【開催日】

- ・平成 30 年 1 月 29 日（月）

【開催場所】

- ・横浜情報文化センター情文ホール

【講演内容】

- ・神奈川県循環型社会づくり計画の概要について
- ・廃棄物処理法の概要及び排出事業者責任について
- ・適正価格及び処理料金を抑えるためのポイント

【講演のねらい】

- ・食品廃棄物の不正転売事案を受けて、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識してもらう。

【参加者数】

102 名



廃プラスチック類の分別に関するアンケート調査の実施

【アンケート期間】

- ・平成 29 年 10 月 1 日（日）～10 月 31 日（火）

【調査対象】

- ・中小製造事業者 1,000 社
（アンケート回収率 33.8%）

【調査内容】

- ・廃プラスチック類等の排出量等
- ・分別の取組状況

【調査のねらい】

- ・分別の程度と単純焼却及び埋立処分の割合の関連性の検証

【調査結果の概要】

- ・分別の程度と単純焼却及び埋立処分の割合に関連性は見られなかった。
- ・数社にヒアリングを実施したところ、自社の廃棄物がどのように処理されているかを把握していない事業者も多かった。
- ・分別に取り組む意義としては、「企業の社会的責任を果たすため」「地球環境へ配慮するため」といった直接的に利害と結びつかない理由が上位であった。

製造業の3Rの推進に係る事業

【平成 30 年度実施事業（案）】

排出事業者向けセミナーの開催

【開催日】

- ・平成 31 年 1 月（予定）

【開催場所】

- ・横浜市又はその近郊市域の会場

【講演内容】（予定）

- ・廃プラスチックのリサイクル技術について
- ・中国による廃プラスチック類の輸入規制について

【講演のねらい】

- ・中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環の構築に向けて、排出事業者へリサイクル技術等の普及を行う。

国内外のプラスチックをめぐる最近の動向

日本：第四次循環型社会形成推進計画（6月19日 閣議決定）

- ☆プラスチック資源循環戦略の策定を明記

海岸漂着物処理推進法 改正（6月15日 衆議院可決）

- ☆マイクロプラスチック対策を追加

G7：海洋プラスチック憲章（6月9日 合意）

- ☆プラスチックごみによる汚染への具体的な対策を明記

EU：EUプラスチック戦略（1月16日 策定）

- 使い捨てプラスチック禁止法案（5月28日 委員会提出）

中国：生活由来の廃プラスチック類の輸入禁止（12月31日 開始）

プラスチックリサイクルシステムの収集及び普及

【概要】

- ・廃プラスチック類のリサイクルシステム普及に係るワーキンググループを設置し、リサイクルシステムの収集方法等の検討をするとともに県内で廃プラスチック類のリサイクルを行っている業者に対し、アンケート調査を実施する。収集された情報は県のホームページで公開し、排出事業者に対してリサイクルシステムの普及を図る。

【ねらい】

- ・排出事業者の廃プラスチック類の処理に係る選択の幅を広げ、リサイクルを促進する。

【スキーム】

```
graph TD; WG[WG] --> Survey[アンケート調査]; Survey --> Public[公開];
```

- WG
 - ・処分業者等で構成
 - ・情報収集方法等の検討
 - ・アンケート調査票の作成
- アンケート調査
 - ・県内処分業者を対象
- 公開
 - ・県 HP で公開

廃プラスチック類の分別に関するアンケート 調査実施報告書

**平成 30 年3月
神 奈 川 県**

第1章 調査概要

1. 調査目的

中小製造事業者の廃プラスチック類のリサイクルに関する取り組みを調査し、実態を把握することで、今後の県の廃棄物施策に活用することを目的とする。

2. 調査事項

- (1) 廃プラスチック類等の排出量
- (2) 分別の取組状況

3. 報告者の範囲

- (1) 単位 : 事業所
- (2) 地域的範囲 : 神奈川県全域（横浜市、川崎市、横須賀市並びに相模原市を除く）
- (3) 属性的範囲 : 報告者となる事業所は以下のすべてを満たす事業者の事業所とする。
 - ・ 中小企業基本法第2条で定める中小企業者※
 - ・ 日本標準産業分類上の製造業に属する事業者
 - ・ (2) 地域的範囲で示した範囲内に製造拠点である事業所（工場）を有する事業者※資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 報告者数

1000事業所

5. 報告者選定方法

統計法（平成19年法律第53号）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」から、3. 報告者の範囲で示した事業所の母集団データを作成し、次により報告者を選定する。

1. 全事業所に占める当該業種の事業所の割合に900を乗じた値を求める。
2. 得られた値を切り下げ、10に満たない業種は10を標本数とする。
3. 「廃プラスチック類の分別に関するアンケート調査」であり、プラスチック製品製造業が今回の調査の対象となる廃棄物排出量が多いと見込まれるため、2. で得られた数値の合計値と1000との差分をプラスチック製品製造業の標本に加算し、最終的な全標本数を1000とする。

6. 調査期日等

- (1) 調査対象日 : 平成29年3月31日
- (2) 調査対象期間 : 平成29年10月1日～10月31日

7. 調査票の回収結果

調査票の回収状況は表1のとおり、回収率は33.8%であった。

表1. アンケート調査票の回収状況

	業種	配布数	回収数	回収率
9	食料品製造業	69	22	31.88%
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	3	30.00%
11	繊維工業	21	5	23.81%
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	15	4	26.67%
13	家具・装備品製造業	27	10	37.04%
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	20	7	35.00%
15	印刷・同関連業	33	15	45.45%
16	化学工業	25	8	32.00%
17	石油製品・石炭製品製造業	10	5	50.00%
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	151	60	39.74%
19	ゴム製品製造業	13	4	30.77%
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	10	1	10.00%
21	窯業・土石製品製造業	26	5	19.23%
22	鉄鋼業	13	1	7.69%
23	非鉄金属製造業	13	5	38.46%
24	金属製品製造業	134	38	28.36%
25	はん用機械器具製造業	43	17	39.53%
26	生産用機械器具製造業	123	41	33.33%
27	業務用機械器具製造業	27	12	44.44%
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28	10	35.71%
29	電気機械器具製造業	54	21	38.89%
30	情報通信機械器具製造業	13	3	23.08%
31	輸送用機械器具製造業	73	22	30.14%
32	その他の製造業	49	15	30.61%
-	業種未回答		4	
	合計	1,000	338	33.80%

※ 調査票不達 14 事業所

第2章 調査結果

1. 排出量 Q1

業種別の排出量は表2のとおりであった。なお、この数値は一般廃棄物及び産業廃棄物の合計量である。

表2. 排出量

単位：kg
n=298

業種		廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	合計
9	食料品製造業	33,188	62,139	11,024	0	110,551
10	飲料・たばこ・飼料製造業	0	13,530	0	0	13,530
11	繊維工業	31,692	0	0	10,601	42,293
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	11	111	1,450	0	1,572
13	家具・装備品製造業	20,677	41,820	48,750	6,008	117,254
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	6,852	868,403	7,900	0	883,155
15	印刷・同関連業	54,956	64,917	52,095	990	172,958
16	化学工業	92,326	242,100	65,190	0	399,616
17	石油製品・石炭製品製造業	16,515	15,011	4,390	550	36,466
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	947,242	36,004	28,456	7,855	1,019,978
19	ゴム製品製造業	109,713	0	6,900	0	116,613
20	なめし革・同製品・毛皮製造業					
21	窯業・土石製品製造業	5,001	8,102	3,290	400	16,793
22	鉄鋼業					
23	非鉄金属製造業	4,300	4,252	4,235	0	12,787
24	金属製品製造業	51,241	29,564	20,846	607	102,258
25	はん用機械器具製造業	99,539	69,951	100,201	200	269,891
26	生産用機械器具製造業	31,199	48,066	39,743	5,461	124,469
27	業務用機械器具製造業	79,481	407	39,561	0	124,028
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,359	2,011	900	0	6,270
29	電気機械器具製造業	165,725	4,213	2,270	24	172,481
30	情報通信機械器具製造業	3,521	4,114	0	0	7,635
31	輸送用機械器具製造業	84,252	5,599	32,651	7	122,509
32	その他の製造業	8,395	3,185	46,350	100	62,050
-	業種未回答	5,520	2,830	4,800	0	13,150
	合計	1,855,104	1,526,479	521,302	32,922	3,949,276

※合計量のみを回答した事業者もいたため、各廃棄物の総和は合計量とは一致しない。

2. 焼却処分・直接埋立処分の割合 Q 3

廃プラスチック類が焼却処分・直接埋立処分されている割合を尋ねたところ、その結果は図1のとおりであった。0%（全く焼却処分・直接埋立処分していない）と答えた事業者が最も多かったものの、100%（すべて焼却処分・直接埋立処分している）と答えた事業者が次点となっており、大観すると分布は2分された。

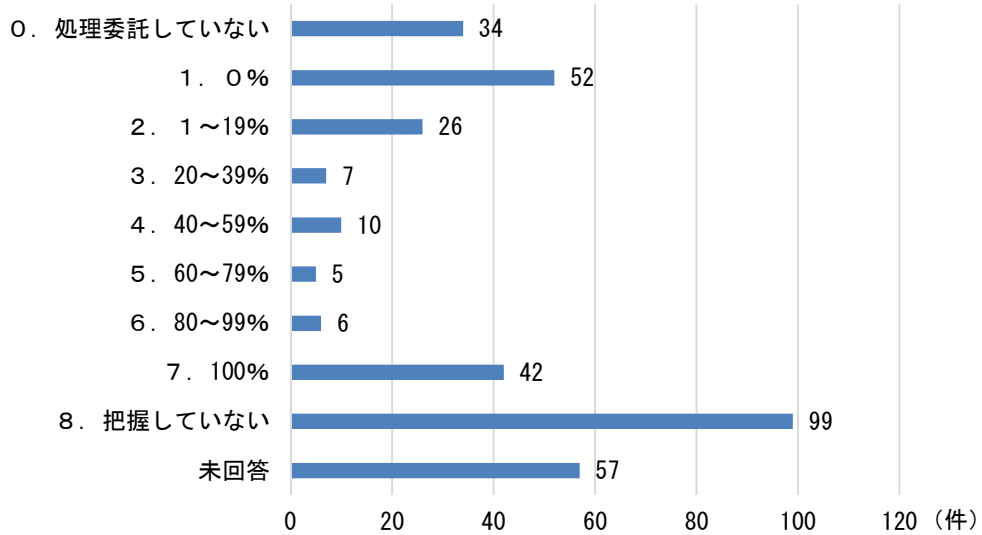


図1. 焼却処分・直接埋立処分の割合

注) アンケート票での選択肢は「0%（処理委託していない場合を含む）」としていたが、集計の際に、これに該当すると回答した事業者のうち、廃プラスチック類の排出量が0の事業者を「処理委託していない」にそれ以外を「0%」に分類した。

3. 分別の程度 Q 4

発生した廃プラスチック類の分別の程度に関して尋ねたところ、その結果は図2のとおりであった。「分別が必要な廃プラスチック類が発生していない」と「未回答」を除くと「徹底的に分別」、「そこそこ分別」の合計が約7割となった。

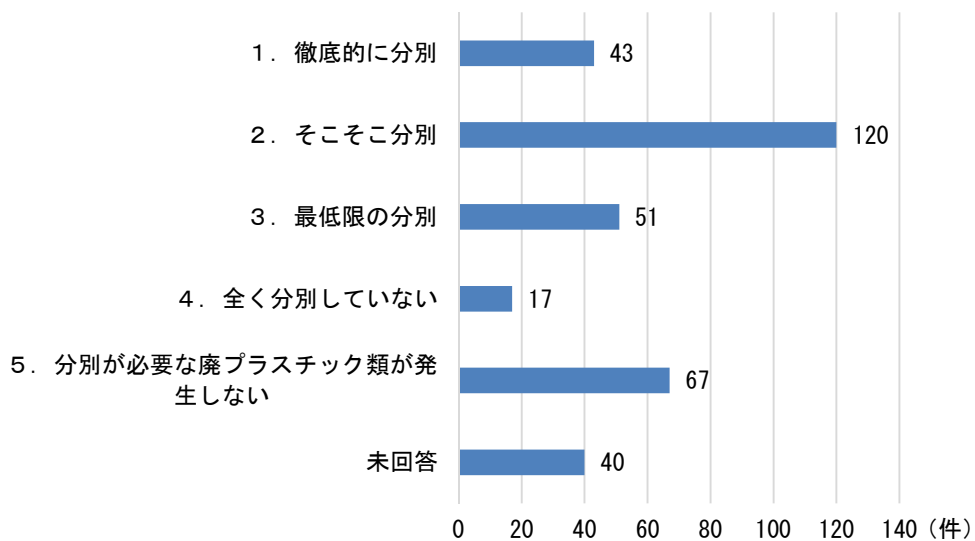


図2. 分別の程度

4. Q3×Q4のクロス集計

分別の程度ごとに焼却処分・直接埋立処分の割合を集計したところ、表3のとおりとなった。

分別が徹底されていない場合は焼却処分・直接埋立処分の割合が高くなるということも予想されたが、標本数が少なかったこともあり、今回の結果ではそのような傾向はみられなかった。

ただし、「全く分別していない」と答えた事業者は自身の廃棄物がどのように処理されているかを「把握していない」と答えた割合がほかの区分よりも多く、廃棄物処理に関する意識の低さが窺える結果となった。

表3. Q3×Q4のクロス集計

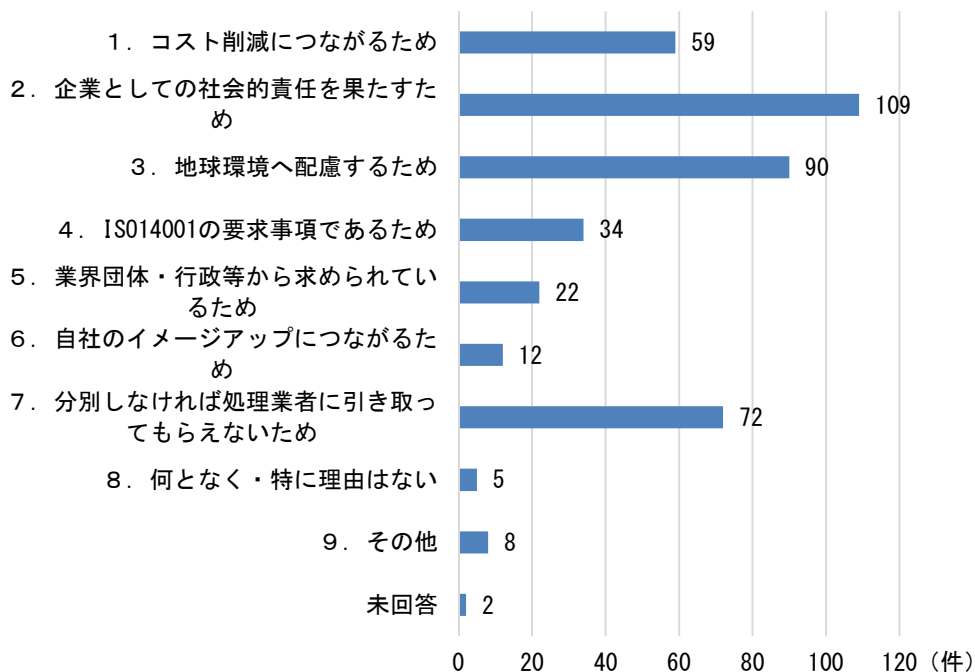
	徹底的に分別	そこそこ分別	最低限の分別	全く分別していない	分別が必要な廃プラスチック類が発生しない
処理を委託していない	3	1	1	0	28
0%	6	21	8	1	13
1～19%	8	12	5	0	0
20～39%	3	3	0	0	0
40～59%	0	7	3	0	0
60～79%	1	3	0	1	0
80～99%	0	4	2	0	0
100%	8	24	5	3	0
把握していない	13	40	24	11	8
「把握していない」の割合※	33%	35%	51%	69%	38%

※「処理委託していない」の数は母数に含めていない。

5. 分別に取り組んでいる理由 Q5

Q4で「徹底的に分別」又は「そこそこ分別」と回答した事業者に取り組んでいる理由について尋ねたところ、その結果は図3のとおりであった。

「企業の社会的責任を果たすため」「地球環境へ配慮するため」といった直接的に利害と結びつかない理由が上位となった。



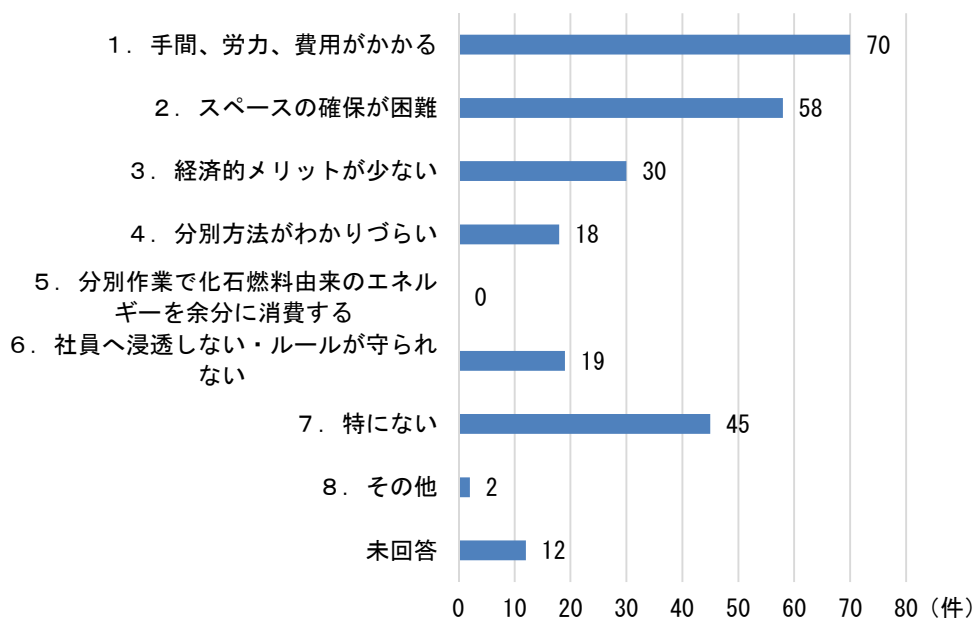
※複数回答：n=163

図3. 分別に取り組んでいる理由

6. 分別に取り組んでいる中での課題 Q 6

Q 4で「徹底的に分別」又は「そこそこ分別」と回答した事業者に分別に取り組んでいる中で感じている課題を尋ねたところ、その結果は図4のとおりであった。

手間、労力、費用がかかること及びスペースの確保が困難なことが主要な課題として感じているという結果であった。



※複数回答：n=163

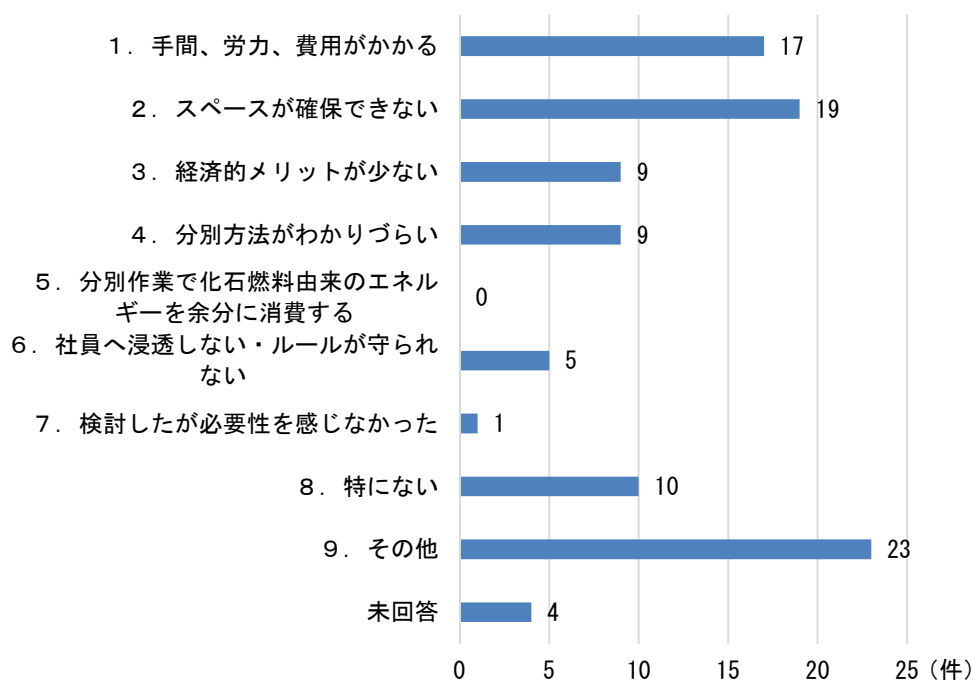
図4. 分別に取り組んでいる中での課題

7. 分別をしていない理由 Q7

Q4で「最低限の分別」又は「全く分別していない」と答えた事業者に分別をしていない理由を尋ねたところ、その結果は図5のとおりであった。

「徹底的に分別」又は「そこそこ分別」と答えた事業者が分別をしている中で課題として感じていること（前項）と同じで手間、労力、費用がかかること及びスペースの確保が困難なことが理由の上位であった。

なお、「その他」の回答内容の多くは「業者に委託している」というものであり、処理業者に分別も含めて委託をしているというものであった。



※複数回答：n=68

図5. 分別をしていない理由

8. 分別方法を見直す予定 Q 8

Q 4で「最低限の分別」又は「全く分別していない」と答えた事業者に現在の分別方法を見直す予定を尋ねたところ、その結果は図6のとおりであった。

多くの事業者が見直しに関しては積極的ではない結果となった。

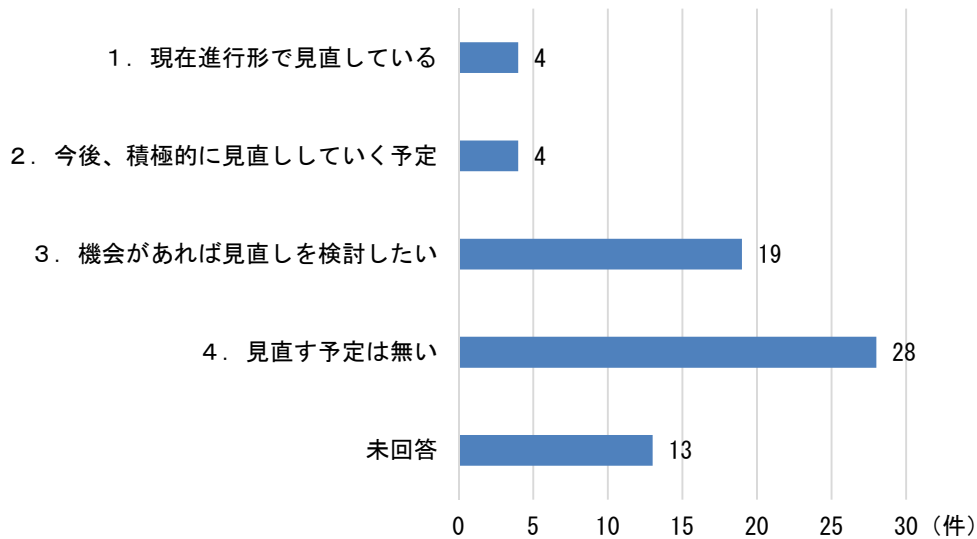
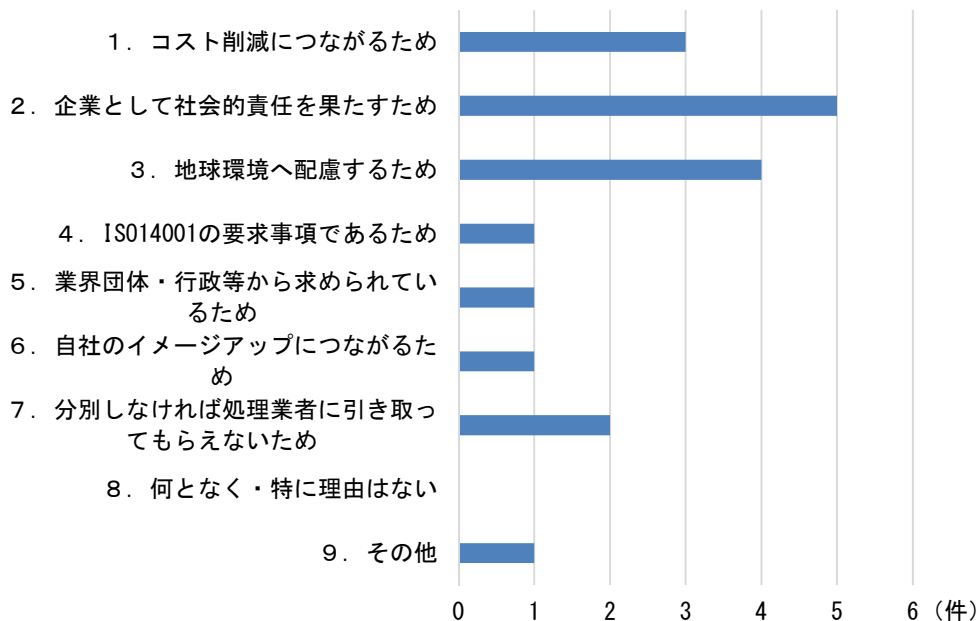


図6. 分別方法を見直す予定

9. 分別方法を見直そうと思ったきっかけ Q 9

Q 8で「現在進行形で見直している」又は「今後、積極的に見直ししていく予定」と答えた事業者に分別方法を見直そうと思ったきっかけを尋ねたところ、その結果は図7のとおりであった。

結果はすでに分別に積極的に取り組んでいる事業者が分別に取り組んでいる理由と同様に「企業の社会的責任を果たすため」「地球環境へ配慮するため」といった直接的な利害と結びつかない理由が上位になった。



※複数回答：n=8

図7. 分別方法を見直そうと思ったきっかけ

10. 拡大生産者責任に係る取組について Q10

拡大生産者責任について、以下の6項目について尋ねたところ、その結果はそれぞれ(1)～(6)に示すとおりとなった。なお、この結果に関しては、自主管理事業※のアンケート結果との比較も行ったので、併せて示した。

【比較にあたって】

ア 自主管理事業の結果は平成26年度の実績（平成27年度事業）である。

イ 自主管理事業の結果は、～300人規模の事業所の結果のみを用いた。

（本アンケートが300人未満を対象にしているため。）

ウ 選択肢1と2の合計を選択肢1、2、3、4の合計で除したものを実施率とした。

選択肢

- 1：既に実施しており、内容も十分である。
- 2：既に実施しているが、検討の余地がある。
- 3：検討したが、まだ実施していない。
- 4：わからない。検討していない。実施困難である。
- 5：該当しない。

※自主管理事業

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、多量排出事業者に義務付けられた産業廃棄物処理計画書の作成と実施状況の報告に加えて、県内のすべての事業者に参加を呼び掛け、廃棄物の発生抑制や再生利用等に向けた取組項目について、自己評価していただき、そこで得られたデータを県内全体で集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較、さらには参考となる取組事例を提供することなどにより、事業者の自主的な取組みを支援しているもの。

(1) 自社の製品に関して、長期間の使用を確保するため、耐久性の向上を図るとともに、製品の修理等が行える体制を整えているか。

結果は図8のとおりであった。実施率は86.8%であり、高い実施率であった。なお、自主管理事業の結果は89.5%であり、大差のない結果であった。

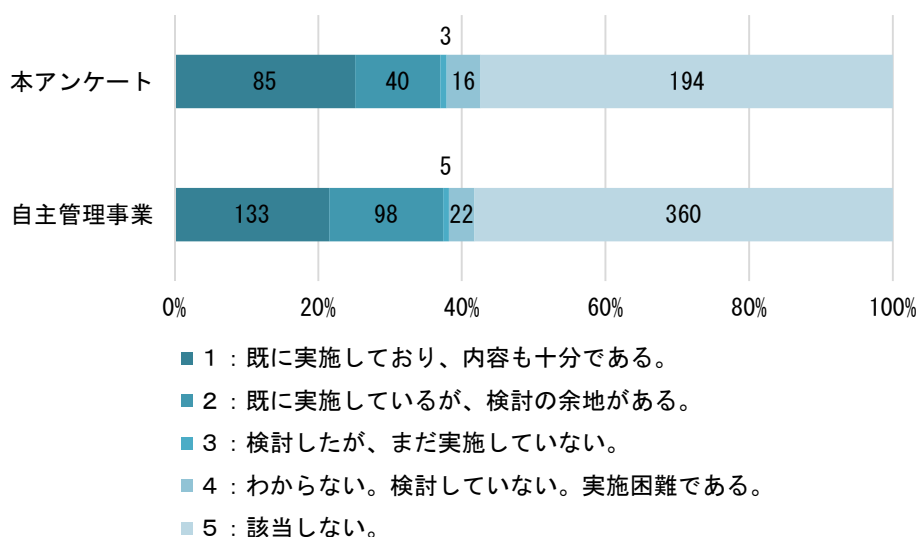


図8. 修理等の体制性整備

(2) 自社の製品に関し、省資源化、長寿命化など廃棄物対応の観点で製品評価し、設計しているか。

結果は図9のとおりであった。実施率は77.1%であり、まずまず高い結果になった。ただし、自主管理事業では88.1%であり、こちらと比較すると低い結果になった。

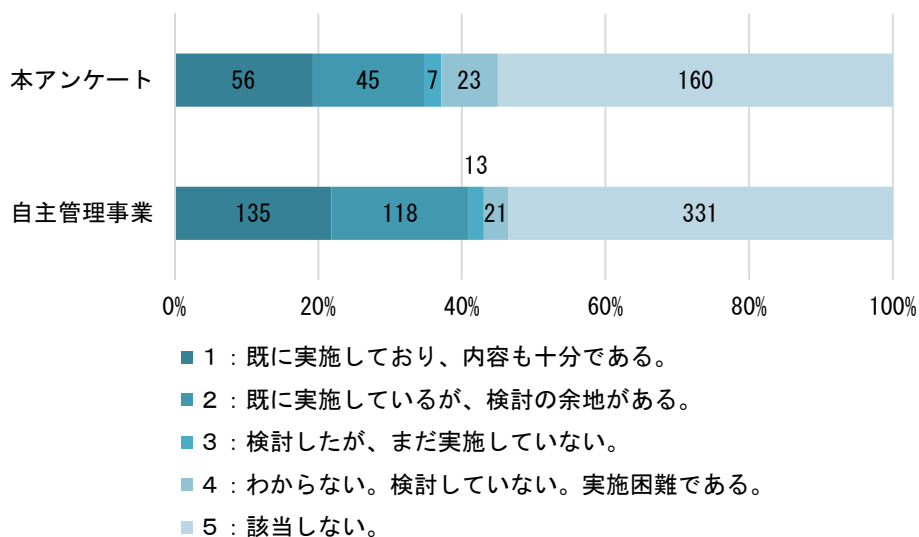


図9. 省資源化、長寿命化設計

(3) 製品やサービスの納品先、販売先や発注者に対して、廃棄物の発生抑制のための協力を提案しているか。

結果は表10のとおりであった。実施率は50.0%であり、あまり実施されていない結果であった。なお、自主管理事業では85.9%であった。「提案」ということに関しては、積極的に廃棄物管理に取り組んでいる事業者が回答している自主管理事業とは差が出る結果となった。

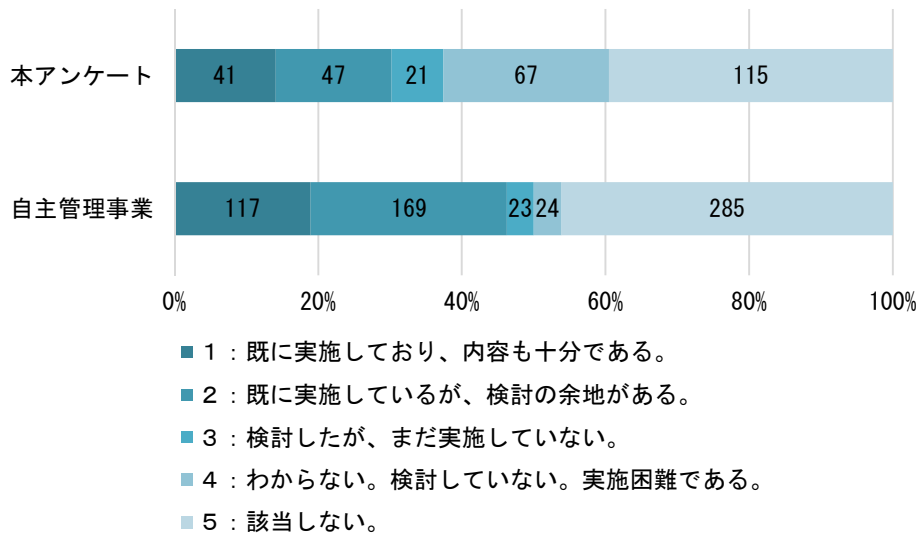


図10. 発生抑制の提案

(4) 自社の製品において、過剰な包装・梱包材の使用をさせているか。

結果は図11のとおりであった。実施率は85.6%となり、高い結果となった。選択肢1及び2と回答した事業者の比率は自主管理事業よりも多かったものの選択肢4と回答した事業者の比率が多かったため、自主管理事業の90.3%を下回る結果になった。

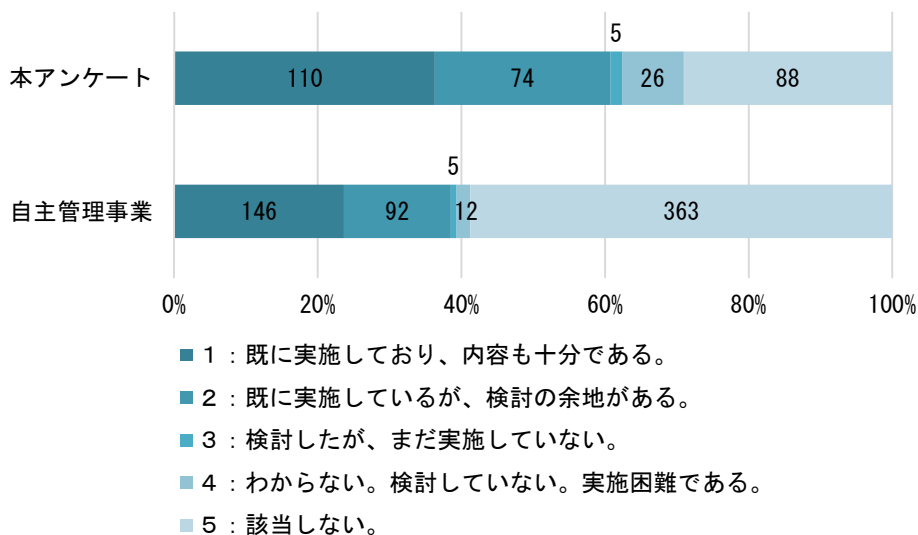


図11. 過剰包装防止

(5) 自社の製品を回収し、再使用、再生利用に取り組んでいるか。

結果は図12のとおりであった。実施率は70.0%であり、そこそこの実施率となった。なお、自主管理事業では77.1%であり、おおまかな傾向は同じであったものの実施率には若干差が生じる結果となった。

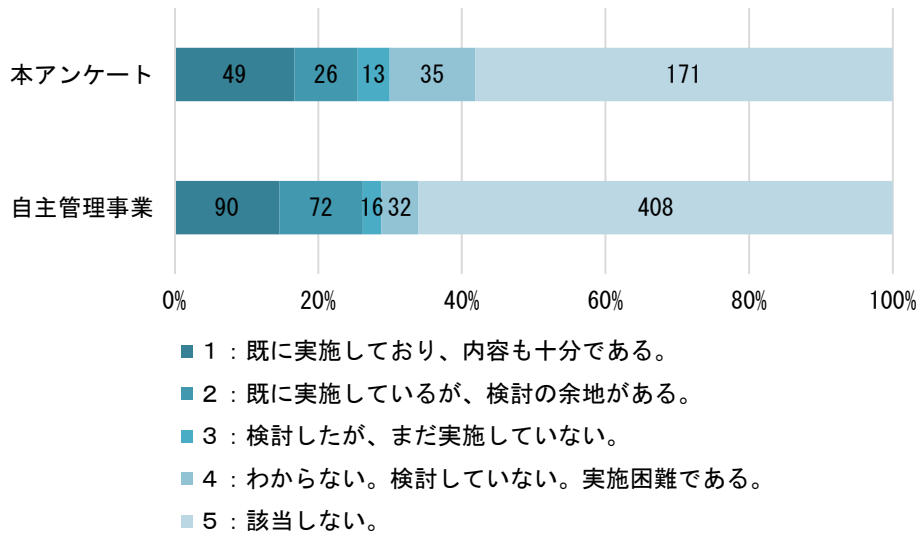


図12. 自社製品の回収

(6) 製品や商品等に、廃棄時の処理や再使用・再生利用を想定した構造設計や材質の工夫を行っているか。

結果は図13のとおりであった。実施率は55.1%であり、低めの実施率となった。なお、自主管理事業では79.3%であり、実施率には差が生じる結果となった。

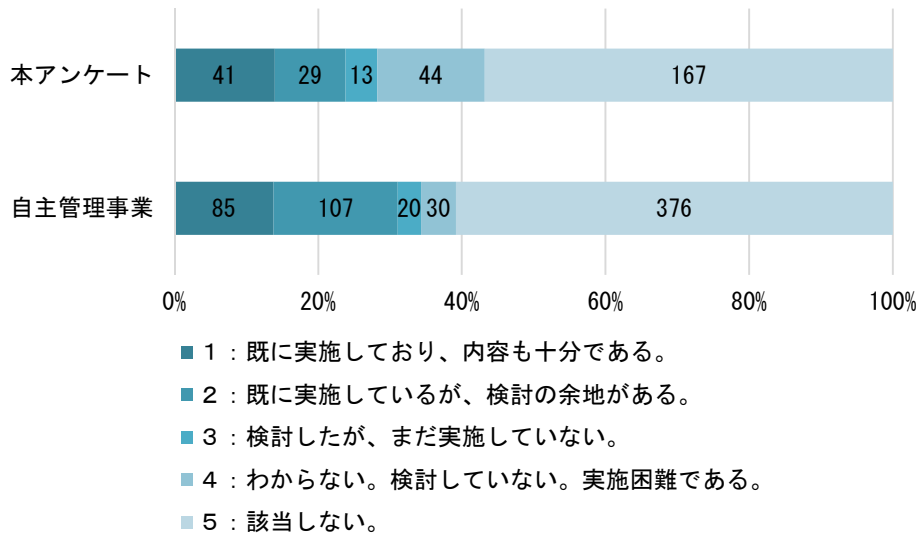
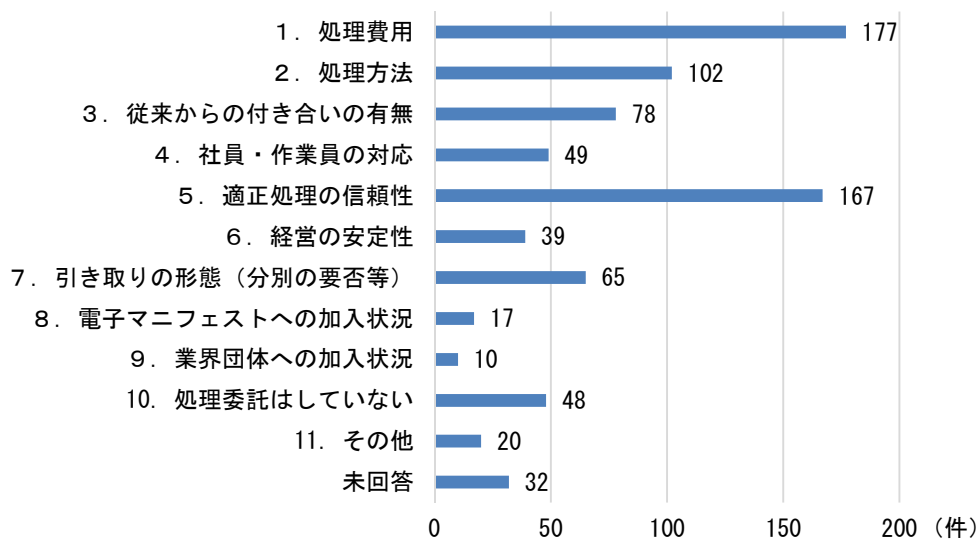


図13. 再使用等を想定した構造設計等

11. 処理業者を選定する際に重視している点 Q11

処理業者を選定する際に重視している点について尋ねたところ、その結果は図14のとおりであった。

処理費用と適正処理の信頼性を重視するとした回答が多く、費用だけでなく、適正処理されるか否かを重視されている点は不適正処理を未然に防ぐためには望ましい結果となった。



※複数回答：n=338

図14. 処理業者選定の際に重視する点